

論文

空手道史と禁武政策についての一考察

—琉球王国尚真王期と薩摩藩の支配下を中心に—

ビットマン ハイコ^{※1}

要旨

本稿では琉球王国時代に存在したと言われる「禁武政策」が空手道の発展に大きな役割を占めた、とするこれまでの通説を検討し、禁武政策と空手道の発達史の関係について更なる考察を加える。この結果、まず、尚真王期に武器廃止政策が行われたという説が依拠している史料の解釈の妥当性が疑われた。また、薩摩藩が一切の武器を取上げたことを示す史料は見出せなかった。つまり薩摩藩の「禁武政策」によって、沖縄の徒手の武術、即ち「カラ手」が創造され、あるいはその発達が促進されたという説は、更なる検討の余地がある。

【キーワード】 空手道、沖縄、琉球王国、薩摩、禁武政策

I. はじめに

空手道の歴史を語る際、発祥地沖縄の琉球王国時代（1429-1879年）にあったと言われる「禁武政策」が空手道の発展に大きな役割を占めた、という見解が最近まで唱えられてきた。つまり、尚真王（^{しやうしん}1465-1526年）の時代に「世界にさきがけた武器廃止」（例えば、渡口，1986，24頁）政策が行われ、加えて薩摩の侵攻（1609（慶長14）年）後、「一切の武器を取上げられ、徹底的な禁武政策を布かれたので」（例えば、大家，1955，11頁）、「時代の要求が斯の空拳の術を創造せしめた」（例えば、富名腰，1922，2-3頁），もしくはその徒手の武術の発達が促進されたという見解がある（例えば、宮城，1987，18頁；摩文仁，2003，35-36頁を参照）。さらに、禁武政策の一環として、武術も禁じられていたと主張する文献も見られる（Haines，1968，77-78頁； Draeger，1974，58頁）^{※2}。そもそも琉球王国は武器を持たなかった国だったという説すら見受けられる^{※3}。長年にわたり、上記のような説は主流であるが、近年では、こういった

禁武政策について、その解釈や空手道の発展史に及ぼした影響に対して疑問が投げかけられている。しかし、この疑問は必ずしも空手道史において、明確な史料を以って示されているわけではない。そこで、本稿ではこれまでの通説を検討し、禁武政策と空手道の発達史の関係について更なる考察を加えたい。

II. 琉球王国・尚真王期の「武器廃止」

琉球王国は1429年に成立した。琉球王国統一^{注4}以前、沖縄本島は北部の北山^{ほくざん}、中部の中山^{ちゅうざん}、南部の南山^{なんざん}という地域に分かれており^{注5}、三山分立時代（14世紀頃-1429年）と称される。この中山の王^{さつと}・察度が1372年、初めて明朝に入貢し、以後朝貢関係が開始された。さらに、1380年に南山が、1383年には北山も朝貢関係に入った。こうして三山の時代及び統一された琉球王国の時代に、明朝との間では貿易を通じた人事文物の交流のほか、冊封使の来琉や進貢使の渡中などが行われた（高宮城、2008、91頁；上里、2010a、17頁を参照）。

この琉球王国尚真王^{注6}（在位1477-1526年）期に、禁武政策があったという説がある。これは首里城正殿を飾る欄干に刻まれたという尚真王の事績や治世を記録した11項目にわたる「百浦添欄干之銘」^{注7}の第4項目に依拠している。この銘の末尾には1509年との記述が見られる。

「其四曰〴、服^レ裁^チ錦綉^ヲ、器^ハ用^フ金銀^ヲ、専^ラ積^ミ刀劍弓矢^ヲ、以^テ為^ス護国之利器^ト。此邦財用武器、他州所^レ不^レ及^ガ也。」（塚田、1970年、82頁）

この中の武器に関する文言は、これまでほとんど「武器をかき集めて倉庫に積み封印した」と解釈されてきたが、特に最近の研究では「もっぱら刀劍・弓矢を積み、もって護国の利器となす。この邦の財用・武器は他州の及ばざるところなり」と読み改められるようになってきている（新里（高宮城）、2008、104頁；玉野、2013、17頁）^{注8}。

後者の解釈に従えば、この意味はすべての武器を廃止した禁武令ではなく、琉球王国の国防のために武器を集積した軍備強化策であったとする見方となる。それが地方支配層の按司^{あじ}を首里に住ませた政策と相俟って、王国内の安定化にもつながったであろうことは想像に難くない（上里、2002、115頁；2011、64-65頁；高宮城、2008、102-110頁；金城、2011、139-142頁）。

尚真王期には、琉球王国軍が完成し、その中には解体された按司の軍団が組み込まれた。この軍隊の役割は王府守備、対外貿易船の警固、外敵の侵入・攻撃からの国防

であり、さらに国内の反乱の場合への出動・鎮圧や周辺地域の征服も含まれた（上里，2002，112及び115頁；2011，64-66頁）。

琉球王国の軍事行動としては、次の例をあげることができる。1493年に、琉球王国の勢力下にあった奄美地方で、南進する薩摩勢力と武力衝突が起き、琉球軍が勝利した。1500年の八重山のオヤケ・アカハチの乱では、尚真王が約3000人の兵及び軍艦46隻⁹を投入し、八重山地方を征服した。また、1507年の久米島への侵攻、1522年の与那国・鬼虎^{おにとら}の乱を征服¹⁰、1537年及び1571年の奄美地方の反乱鎮圧がある（上里，2002，113-114頁；新垣，2011，402-403頁；『沖縄大百科事典・上巻』，1983，90，610，625頁を参照）。1554年の尚清王^{しょうせい}期には外敵、主として倭寇¹²と呼ばれた海賊の襲撃を防ぐために、那覇港口に堡壘を築き¹³、大砲が備え付けられた（金城，2011，142頁；新垣，2011，57-58頁）。

1609年の薩摩による侵攻の時にも、琉球王国軍と薩摩軍の間に実際に戦闘が行われ、双方に戦死者が出ている。薩摩軍は3月の初め、80隻とも100隻ともいわれる軍船に、3000人あまりの大量の火器による武装兵を乗せて鹿児島・山川港を出航し、組織的な武力抵抗を受けながらも、奄美大島、徳之島を攻略し、3月末に沖縄島北部に到達して、今帰仁城^{なきじんぐすく}を陥落した。沖縄島に達した薩摩軍に対して、琉球側は那覇に3000人を集中配置し、最新兵器の大砲を使用して、那覇入港をくい止めたが、薩摩軍は陸海二方面に分かれており、大湾渡口（現：読谷村渡具知）から上陸した部隊が陸路王国の都に迫り、4月の初めに首里城を攻め落とした。結局、戦国乱世を生き抜いた薩摩軍に比べて琉球王国軍は実戦経験が乏しく、戦略や接近戦の練度などにおいて、薩摩軍は王国軍を凌駕していたのであった。そもそも沖縄島はサンゴ礁に囲まれており、大型船が兵を上陸させるために入港できる地点は限られていた。そのため、琉球王国は海路からの侵攻のみを想定して、那覇に軍を集中配備しており、薩摩軍が上陸した中部地方の守備は疎かであった。このような戦略的な誤算や総合的な軍事力の差に加えて、王府内部に講和派と抗戦派が存在し、抗戦姿勢は徹底されなかった。琉球王国の敗北には、こういったいくつかの要因が考えられる（上里，2002，115-116頁；2010a，222-293頁；2011，65頁；新垣，2011，68-89頁を参照）。

このように、尚真王期の琉球王国では国家的なレベルでは武器を廃止していないし、薩摩侵攻の時にも軍隊が投入され、交戦している。決して無抵抗な国ではなかった。

また、上里は、15世紀の朝鮮と16世紀のポルトガル人の記述をもとに15～16世紀、琉球の人々が武器を携帯していたと述べる。

『アルブケルケ伝』¹⁴には「ゴーレスの本国はレケア（琉球）である。人々は色白

で、長衣をまとしてトルコ風に装い、やや細身の長剣と四十二センチほどの長さの短剣を帯びている。勇猛な彼らはマラッカで恐れられている。」とあり、また『朝鮮世祖実録』^{註15}（一四六二年）には、「其の俗、常に大小二刀を佩し、飲食起居するに身より離さず」とあるように、十五～十六世紀の琉球人は日常的に大小の刀剣を腰に差していた。」（上里、2010b、236-237頁）

琉球王国貿易の最盛期（およそ15～16世紀^{註16}）には、中国、日本、朝鮮のみならず、東南アジアに進出して幅広く交易が行われていた。その交易品の中には日本刀と日本製の武器類も含まれており、金工輸出品の主力なものは刀剣であった（上里、2010b、236-238頁を参照）^{註17}。つまり、15～16世紀、即ち尚真王期に琉球人が刀剣を所持し、武器類の売買にも携わっていたと思われる。

このように、尚真王が「武器をかき集めて倉庫に積み封印」する禁武令を下したとする説がこれまで流布されてきたが、尚真王期とそれ以後も、琉球王国内には国家的なレベルでは、武器廃止政策は取らず、王国軍を作り上げ、軍事行動も展開していた。また、個人も武器を所有していた可能性が記録上からは示唆される。

III. 琉球王国と薩摩侵攻後の「禁武政策」

1609年の薩摩侵攻後、琉球王国は明朝の朝貢国でありながら、薩摩藩の支配下にも置かれた。

薩摩侵攻以前の琉球王国は、先述したように、明朝と朝貢関係にあり、そこには貿易を通じた人事文物の交流のほか、冊封使の来琉や進貢使の渡中などが行われ、この関係は幕藩体制時代の薩摩藩支配下でも維持されていた。明・清朝と琉球間の貿易は薩摩にとっても利をもたらすものであったため、薩摩は琉球を支配下に置きながらその関係を秘匿し、「琉球国」として異国扱いもしていた。明・清朝はそうした実情を把握しつつ黙認していた（『沖縄大百科事典・中巻』、1983、218頁を参照）。

こうした薩摩藩支配下の琉球王国の軍事的な特色について、上里は、侵攻以前のように自在に動かせる軍隊はなくなったようであり、琉球の防衛は薩摩藩が担当することになった。要するに、琉球王国は近世日本の安全保障の傘の下に入ったと述べている（上里、2011、67頁）。

さて、空手道史では、薩摩藩が琉球の人々の武力抵抗を恐れて禁武政策を布いたとする見解が見られる。だが、これは史実であろうか。金城（2011、170頁）も「空手は、薩摩に武器を取り上げられたので、自らを護るために素手の格闘術として発

生した、と考える人が多い」が、それは「単なる個人的な推論ではないか」と問題提起している。そこで、薩摩の取った琉球に対する武器に関する統制令を検討してみたい。

薩摩から下された武器に関する最初の「覚」は1613（慶長18）年と思われる。関連部分を抜粋する。

「一 兵具御改之事、¹⁷鉄炮堅可有禁制事、
一 王子衆・三司官・侍衆自分之持具御免許候事、」（『旧記雑録後4』、1984、414頁）

この「覚」を精確に読むと、兵具御改之事とは武具統制の意味であろうが、これは鉄砲のみを指し、すべての武器に言及しているわけではない。さらに王子衆・三司官¹⁸・侍衆など琉球の王府や士族には、自分の武具を所持することが許されており、それには鉄砲も含まれていた可能性がある（麻生、2007、44-46頁を参照）。

また、1638（寛永15）年及び1639（寛永16）年には琉球王国の進貢船における武器について次のような「覚」が見られる。

1638年：「一 進貢船謝恩渡唐之時、日本之武具相渡間敷事、」（『旧記雑録後編5』、1985、788頁）

1639年：「一 何邊二ても兵具之類船中為用心之二も、曾而被差渡間敷事、」（『旧記雑録後編6』、1986、52頁）

最初の「覚」は進貢船への日本の武具の搭載を禁止し、1639年の「覚」は、全面的に兵具の類の船中持込を禁止している。このように琉球王国から外国に武具を持ち出すことが禁止された（麻生、2010、20頁を参照）。しかしながら以下の文書に見るように、琉球王国側は進貢船への鉄砲等の武器搭載を要望し、ほぼ10年後の1648（慶安元）年には再び許可されるようになった。

「一 大明江左右聞船遣度^[,]各被存通^[,]此度継目之儀被伺御意候^[,]次而ニ御申上候へハ、従上古琉球国之儀ハ王号并冠をも大明より相度儀ニ候、後年渡海之障ニも可罷成と被申上候、尤被 思召候、其分ニ左右聞船可被申付候、鉄炮之儀も貳拾挺程其外ニいふり筒二三丁迄者苦間敷由、御三老より北郷佐渡守・新納右衛門佐へ被仰聞候、其心得可被成事、[略]

慶安元年九月二日

山田民部 (有樂) 判
川上因幡 (久國) 判
島津図書 (久通) 判

三司官

金武王子」(『旧記雑録追録1』, 1971, 131頁; []内は著者による, 以下同じ)

この琉球側の武器搭載要請, 及びそれに対する許可の背景には, 中国に遣わされる船を海賊から守る事情があった。倭寇と称する海賊がしばしば東シナ海に出没し, 琉球では1554年には那覇港口に大砲を備え付けた堡壘を築くほどの問題となっていた。実際, この武器搭載許可が出された1648年にも琉球の船が海賊に掠奪されている。また, 麻生 (2010, 24頁) によると, 幕府の老中がこの許可を出したのは, 薩摩が幕府の指示を仰いだということを示し, 琉球の船を無事に帰国させることは幕府の意思でもあった。さらに明朝 (1368-1644年) が終わり, 清朝 (1644-1912年) が始まった動乱期であったので, 薩摩藩だけではなく, 幕府もこれによって中国の情勢を把握しようとした (徳永, 2011, 82-83頁; 紙屋, 2013, 160-163頁を参照)。

すでに1621年には幕府から九州の諸大名宛に武器輸出禁止令が下されており (永積, 1999, 67-81頁を参照), また琉球にも武器を売り渡すことを禁ずる令が発せられている。その最も早いのは1643 (寛永20) 年であり, 1646 (正保3) 年にも再び発令されている。

1643年: 「一 何色ニよらず武具之類, 琉球嶋中へ被賣渡間敷事, …」(『旧記雑録後編6』, 1986, 229頁)

1646年: 「一 不依何色武具之類琉球嶋中へ被賣渡間敷事,」(『旧記雑録後編1』, 1971, 32頁)

このような琉球に対する武器売り渡しの禁止は, 琉球を通じた外国への武器輸出を遮断するためであったと考えられる (Sakihara in Kerr, 544頁を参照)。事実1642 (寛永19) 年に外国船の来航を恐れ, 八重山島で番役を務めた薩摩藩の役人が帰国時に, 現地で鉄砲を売り払い, 処罰される事件も起こった。こうした武器売り渡しの禁止強化には1638~39年の島原の乱以降強められた幕府の鎖国政策が背景にあった。しかしながら琉球から中国に遣わされる船は特別扱いされていた。また前述した「覚」などの令はすべて琉球王国内の個人的な武器所有までも禁ずるものではなかった (仲原, 1977, 592頁; 麻生, 2010, 20-22頁を参照)。

次に1657（明暦3）年薩摩藩から琉球に下された「掟」を見てみよう。

「一 御物之鉄炮、^付玉葉以下之道具并所之衆格護之鉄炮、御物ニ召上置候、右之取あつかい、向後者在番衆奉行所江受取置、修理等可被申付事、」（『旧記雑録後編1』、1971、354頁）

この掟の中の「御物」とは麻生によると、琉球王府のことであり、「所之衆」とは琉球士族のことである。したがって、王府所有の鉄砲はもちろんのこと、士族が個人で所有している鉄砲も、王国のものとなり、以後は薩摩藩の在番所に置くことと定めたことになる。先述の1613年の「覚」と照らし合わせると、「王子衆・三司官・侍衆が自分之」鉄砲をこの時点までは持つことが認められていたと思われる（麻生、2010、18頁）。そうでなければ、個人の鉄砲を「御物」にするというような掟は発令する必要がなかったからである。

また、この掟の背景として、麻生は、琉球から中国に遣わされる船に薩摩藩として武具を補填する必要があったと推測している。当時の火器・火薬類は薩摩藩から供給されていたが、それらは故障が多く、常に不足がちであり、19世紀まで琉球側は繰り返し借用を要請していた（麻生、2010、25-29頁を参照）^{註19}。薩摩藩は琉球と中国の間の貿易で得られる自藩の利益を損なわぬよう、琉球から中国へ渡る船に必要な武具を搭載する一方で、これによる藩の財政負担を最小限に留める手立てを取らねばならなかった。徳永（2011、61頁）も、薩摩藩の財政は江戸初期から既に借財に苦しみ、琉球王国の中国との進貢貿易の利益を確保することが藩の財政政策綱領ともいえるものとなっていたと述べる。薩摩藩が琉球王国の火器・火薬類を一括管理しようとした背景にはこうした財政事情があったと考えられる。このように見ると、上に述べた「掟」は琉球人による武力抵抗を抑止する意図ではなかったと思われる。武力抵抗を抑止するのであれば、なぜ鉄砲並びに玉葉などの道具類の所有権が琉球王国に残されたままになっていたのか、あるいは、この掟が他の武器類に及ばなかったのか^付が問われるからである。

上に述べた薩摩藩の財政負担を軽減するための意思が働いたというのは次の事柄からも推測できる。1670（寛文10）年に海賊に襲われて武器を捕られた琉球の渡唐船に対し薩摩藩は次のように命じた。

「…去々年渡唐小唐船持渡候石火矢・鉄炮賊船ニ捕候ニ付、此節替鉄炮之儀ニ為申候石火矢、此度も余けい無之候間不被遣候、鉄炮廿丁之儀ハ尤御物より可被遣候へ共、

琉球より唐渡唐船之儀毎度之事ニ候ハ、借物計ニテハ鉄炮持渡衆も大形ニ在之、入用之時節無調法ニ可有之候間、渡唐船用之鉄炮ハ琉球かたへ御免候間、当秋小唐船用之鉄炮廿丁琉球かたより相調可差下旨被仰付候ニ付、東風平親方・幸喜親方へ申談、大坂へ申上せ候、追付可罷下候間跡舟より差下可申候、為御存候、先々早々御意得を入儀ニ付、可申下通御下知ニテ、当秋下り之内より使舟として彼山川ノ六郎兵衛船申付申候、為御存候、以上、

桂奎之助

子八月廿四日（『旧記雑録後編1』, 1971, 595頁）

ここからは、薩摩藩が琉球側に対して大坂で自前による武器調達を命じていることが分かる。さらに1675（延宝3）年にも今度は次のように薩摩藩と見られる「御国」で武器を発注するように命じられた。

「…雖然異風棒火矢・大鉄炮いつれも無之候而不叶之由候条御免被成候、前ニ四十丁御免被成候筋ニ琉球方より可被相調候異風棒火矢才覚御国中ニ而可然候、左候而右鉄炮同前ニ在番所格護ニ而渡唐之砌被請取候様ニ可授申渡候、異風棒火矢他領より相求事可惡之由被仰候、

卯九月十一日取次 相良源五左衛門（頼安）

諏方采女殿（『旧記雑録後編1』, 1971, 653頁）

幕府の武器輸出禁止令にもかかわらず、これらの発注が認められたのは、1648年から、中国に遣わされる船については武器搭載が許可されており、また薩摩藩の財政負担を軽減するための方策が背景にあったからであろう。

また1699年の「覚」では、琉球への武器持込が禁止された。

「近年琉球人於御當地刀・脇指を相求、磨拵等相調持渡者有之由其聞得候、琉球國之儀者御領内之儀ニ者候得共、向後刀・脇指・弓・鐵炮其外兵具等琉球江持渡儀者一切御禁止之なかつた、可得其意候、」（『旧記雑録追録2』, 1972, 169頁）

すでに薩摩藩の侵攻からおよそ100年が経過していても、上記の「覚」に書かれてあるように、「琉球人」が未だに薩摩藩と見られる「御当地」で武器を求めていたことが分かる。このように、いくつかの統制令が出されていたが、これらは必ずしも守られていなかったのかもしれない（麻生, 2007, 46頁を参照）。この「覚」は1643年及び1646

年の武器売り渡し禁止令をさらに強化するものであったと思われる。ただし崎原によると、修理のために、武器を薩摩まで持って行くことは許可されていた（Sakihara in Kerr, 2000, 544頁）。

1723（享保8）年には、薩摩藩から次の「覚」が下された。

「且又異國江兵具差渡候儀者御大禁之儀候間、賊船為用心定置候兵具之外、武具之類持渡間敷候、右之段者毎度雖申定置候、猶以入念相改之^[,]出船可申付候」（『旧記雜録追録3』, 1973, 627-28頁）

このように琉球への武器の持ち込み禁止令に加えて、武器の輸送も禁止されるようになったが、海賊から防備するための兵具は除かれた。琉球王国は、武具の調達を主に薩摩藩からの借用に依存せざるを得なかったが、琉球側は薩摩藩だけではなく、清朝にも武器借用を依頼していた（麻生, 2010, 25及び34-35頁を参照）^{注20}。

さて、東アジアは17～18世紀には、かつてない平和な時代になっていた。日本では、江戸時代の武士は実戦から遠ざかり、官僚化し、「大小」は武器というよりも地位・身分の象徴としての意味合いが強くなった。琉球王国も、「平和社会」となったとされる（上里, 2011年, 68頁）。これを裏付けるように、1728年から1752年まで長く琉球王国の三司官を務め、「琉球の五偉人」の一人とされる^{注21}久米村士族の具志頭親方文若・（唐名）蔡温^{さいおん}（1682～1762年）は『独物語』で、次のように述べている。

「…往古は御当国の儀政道も黙々不相立、農民も耕作方致油断、物毎不自由何篇気候の風俗段々悪敷、剩世替^{注22}の騒動も度々有之、万民困窮の仕合言語道断候処、御国元^{注23}の御下知に相隨候以来風俗引直、農民も耕作方我増入精、国中物毎思俣に相達、今更目出度御世に相成候儀、畢竟御国元の御陰を以件の仕合筆紙に難尽御厚恩と可奉存候、…」（崎浜, 1984, 76頁）^{注24}

さらに、

「御当地の儀、至極静謐の国土にて、武道の入用絶て無之候、然共毎年致渡唐候に付、若賊船共相逢候はゞ至其時は槍長刀弓鉄砲杯の働不仕は不叶儀に候、依之相考候得ば御当地奉公人誰にても平時槍長刀弓の嗜仕置申候、是又奉公節儀の勤に候、何ぞ御支も無御座候はゞ鉄砲迄も平時稽古被仰付度存候、渡唐人数は毎年於潮の崎^{注25}鉄砲三日稽古被仰付事候得共、此分の稽古にては用に相互間敷と存当申候。」（崎

浜, 1984, 84頁) と記する^{注26}。

蔡温はこのように琉球王国は「至極静謐の国土」であり、薩摩藩の支配下で王国内の秩序が保たれるようになったと述べている^{注27}。これにより、「武道の入用絶て無之候」状態になったとしても、なお「賊船」の問題があった。言い換えれば、王国の防衛は薩摩藩が担う形をとったため、琉球王国は独自の軍隊を保持し続ける必要性はなくなったが、海賊に備えるためには琉球の「士」は武術に取り組み、鉄砲の稽古まで必要とされていた。

また、1864年の「大清国江為御返船指渡人数私物帳」の史料中に、「刀」や「脇差」が挙げられており、史料表題が示すように、これらの刀剣類武器は船の乗組員が「私物」として所持していたものであった（『那覇市史 資料編第1巻11 琉球資料（下）』, 1991, 22-27頁）。さらに麻生（2010, 36頁）によると、末端の乗組員と思われる無系（百姓身分）の者までが刀剣を所持していたことがわかる。おそらく海賊に備えての護身用だったと考えられる。いずれにせよ、この史料は琉球人が個人的に武器を所有していたことを示す貴重な資料である。

これまで検討してきたように、薩摩藩の覚・掟などからは、琉球王国内に対して、王府や士族以外に鉄砲を禁ずる「覚」、ないし個人所有の「鉄砲」を琉球王国の「御物」とする「掟」のほかには武器を禁止する令は見当たらない。つまり、薩摩藩に「一切の武器を取上げられ、徹底的な禁武政策を布かれた」ことによって「時代の要求が斯の空拳の術を創造せしめた」とする見解を裏付ける文献は見つけることはできない。また、薩摩藩は琉球王国に軍隊を常駐させてはいない（上里, 2011, 67頁）。その主な理由は、薩摩藩は琉球王国の朝貢貿易を妨げないように藩の支配を秘匿したからである。これらの事柄から考慮すると、薩摩の侍から身を守る必要性から、琉球人が素手の武術を考案したとする考え方は成り立ち難い。

ただし、次の史料には注意しなければならない。

薩摩藩の侵攻後の初期においては、紙屋によると、「島津氏が、琉球に幕藩制の支配原理を導入し、…琉球の日本同化を打ち出した…」（紙屋, 1976, 107頁）。だが、幕府は日明貿易を望みながらも、明との朝貢関係を結ぶ考えはなく、幕府の対明貿易は実現しなかった。それに伴って、薩摩藩の琉球支配にも変化が現れ、琉球王国を介して明と貿易をするために、琉球王国を「ヤマトではない」異国として扱う必要性が生じた。例えば日本との異質性を強調するために、1624（寛永元）年に、「日本名を付支度仕候者、かたく可為停止事」（『旧記雑録後4』, 1984, 818頁）と「定」が出されている。このように、薩摩藩が琉球支配を秘匿した上で、琉球王国と明朝の朝貢貿易から

得る財政上の利益を妨げないようにする意図や、加えて幕府にとっても中国情勢の情報源として琉球王国を利用する価値があったことが窺える（紙屋、1976、108-112頁を参照）。また、この「支度停止」の「定」によって、琉球人が古琉球の時代のように日本風に「大小」を持つことが出来なくなったと考えられるが、仮にそうであったとしても、この「定」は、すべての武器を禁止する令として出されたのではないと判断できよう。

では、薩摩藩の禁武政策によって、徒手の武術の「発達が促進された」とする説について検討して見よう。管見の限り、すでに述べたように、鉄砲を除けば、薩摩藩が武器を全面的に禁じたことを示す史料は見出せなかった。これに関連すると思われる唯一の史料は1670（寛文10）年に琉球王国の当時の裁判所である「平等所」^{注28}から発せられた次の「覚」である。この「覚」は1922（大正11）年に出版された最初の本格的な空手道教本と言える富名腰義珍『琉球拳法唐手』に収録された当時の沖縄学の「御三家」の一人である東恩納寛惇による「序」中に次のように掲げられている。

「一、正月十六日夜、燈爐見物に棒刀持或は覆面仕候儀従前々御法度被仰付候へ共為念堅横目被仰付置候若相背者於有之者捕可致披露旨被仰付候間燈爐見物仕候者能々其心得可為専候

一、夜行ニ棒刀持候儀従前々御法度被仰付候處隠々相背者風聞ニ堅御法度被仰付候事」（東恩納（富名腰）、1922、16頁）

まず、東恩納も「…国防の外に個人の護身用としても武器を携帯する風のあった事は、寛文十年（慶長役後六十一年）平等所の廻文に次（上記引用文のこと：筆者）のようなものがあるのでも想像出来る」（東恩納（富名腰）、1922、15-16頁）と述べており、少なくともこの年までは琉球人が武器を携帯する習慣があったと考えられる。また、「前々御法度被仰付候處隠々相背者風聞」とあるように、以前にも「御法度」が出されていたようであり、1670年の「覚」もどこまで守られたかは不明である。けれどもこの「覚」について、東恩納は次のように続ける。

「此の廻文等に依って、少なくとも公にも、私にも、武器を携帯する風の他動的になった事は知られる。カラ手の発達をそれ以後の事と断定するのは早計ではないと思ふ。

カラ手の由来に関しては、自分は之れまで深く調査したことはないが、支那伝来のものである事は、その各種目の名称からでも断言できると思ふ。然らば何時代に伝来したが、之れも各武術者の系譜等に拠って穿鑿すれば或程度まで確める事がで

きょうが、今はその便がない。それで大体から推して自分は慶長以後の事と考へる。それは前に云うた武器廃止の事と今一つは、支那使節の側からの観察とに依つてゝある」。(東恩納(富名腰), 1922, 16-17頁)^{注29}

このように、琉球王国の平等所による「覚」が空手道の発達にとって重要な契機となつたと見ている。しかし、この「覚」を厳密に読むと、夜間に棒刀を持ち歩くことは禁止されているが、その所有や夜間以外の取扱いについては何も言及されていない。従つて棒刀などであっても夜間の外出の際に持ち歩かなければ、ないしは屋内であればそれらの稽古ができたという可能性は考えられる。またその背後に薩摩藩の存在があつたとしても、注目すべきはこの「覚」を下したのが琉球王国の平等所だということである。

さらに、東恩納は「カラ手の由来に関しては…支那伝来のものである」とし、「自分は慶長以後の事と考へる」と述べる。しかし、「カラ手」の発達を慶長以後とするのは歴史的に見れば遅すぎるのではないかと思われる。そもそも空手道の起源や歴史には伝聞が多く、その検証は容易ではない。そのため諸説が存在する。最も流布されているのは沖縄固有の「手」(方言で「ティー」と呼ばれる格闘術に中国拳法が加わつてできたという説である(例えば、富名腰, 1922, 3頁; 高宮城, 2008, 90及び95頁)。ただし、この「手」は、中国拳法が沖縄化された(例えば、藤原, 1990, 625頁; 金城, 2003, 37頁)、あるいは土着化した日本武術の影響を受けて「手」となったとの見解も見られる(新垣, 2011, 20頁)。次に中国拳法が沖縄に伝えられた時期についても諸説あり^{注30}、14世紀後半に、沖縄本島の三山分立時代に、中山の察度王の政策により、琉球と中国の間に国交が成立し貿易が始まってからという説が有力視されている(高宮城, 2008, 92頁)^{注31}。確かに以後、人事文物の交流、福建省出身三十六姓の沖縄帰化、冊封使の琉球派遣、明への進貢使や留学生派遣などが行われており、すでに慶長以前に中国拳法がもたらされるようになっていたという可能性は高い。しかし、残念ながら、『喜安日記』^{注32}に述べられているように薩摩侵攻の時に慶長以前の文献、古文書などは灰燼に帰し、「失果」した。金城(2011, 162頁)はその際に中国拳法文献も焼失したと推測している。とすれば、仮に空手道の祖形に関する文献等が存在したとしても、同様であつたろう。

また、15～16世紀の琉球人は「大小」と思われる刀剣類を持っていたという上里の指摘に従えば、琉球人、とりわけ武装した琉球商人は、日本刀の使い方にも通じていた可能性がある。この時期は、ほぼ日本の室町時代(1392-1573年^{注33})ないし戦国時代(1477-1573年^{注34})に重なり、戦場の実戦経験からさまざまな武器及び武術の研究が進

み、ある程度流派の成立も見られるようになっていたが、戦場ではいくつかの武術をこなす総合的な兵法が優勢であった。この総合的な兵法には、例えば「武器」を持たずに素手で戦う術も含まれる。「常に大小二刀を佩し」た琉球人が武器の使い方とともに、このような日本の素手の術も習得していた可能性も考えられる。さらに、当時の琉球王国の那覇港には唐人が帰化した三十六姓の久米村^{くめむら}だけではなく、15世紀から琉球人と雑居していた「日本人」の居留地が17世紀に入っても存在したことが確認されている（上里，2005年，4頁及び26-27頁）^{注35}。これらの雑居していた日本人との交流によって、日本の武器の使い方とともに、素手の術が琉球に伝わった可能性も考えられる。広く流布されているのが沖縄固有の「手」と呼ばれる格闘術に中国拳法が加わってできたとする説があるが、その沖縄固有の「手」という格闘術はこうした琉球人や日本人の影響も受けていた可能性を考慮してもよいであろう。新垣（2011，91頁）も「社会全般において武器を持つ武術が発達した場合には、武器をもたない、あるいは武器をもたない場合において、相手から身を守る武術が発達するのは当然である」と述べる。古琉球の時代^{注36}に武具が存在し、また使われていた（麻生，2010，15頁；金城，2011，140頁；上里，2002年を参照）^{注37}。尚真王期に解体された地方按司の軍団を組み込んだ王国軍が完成したこと、さらに中国拳法がもたされるようになった時期を併せ考えれば、いわゆる祖形としての空手道の発達は東恩納の主張よりもっと早い段階から始まっていたと見ることができる^{注38}。

したがって、沖縄の素手の武術の発達が17世紀からの「武器廃止」によって促進されたとする説も、上記の琉球王国の平等所から廻文された「覚」を論拠とするだけでは疑問とされねばならない。いずれにせよ、この琉球王国の平等所の「覚」をもって「武器廃止」即ち完全な薩摩藩による武器禁止令と解釈すること、そしてそれによって「カラ手の発達」が促されたと主張すること、ましてやこの「覚」からは武術までが禁じられたとする解釈は困難であろう。

そもそも武術も禁止されていたとする説に関して言えば、1801（享和元）年『薩遊紀行』の中に琉球王国内で実際に武術稽古が行われていたとする明確な記述を見ることができる。

「琉球、劍術、ヤハラノ稽古ハ手ヌルキモノノナリ、唯^タ突手ニ妙ヲ得タリト云、其仕形ハ拳ヲ持テ何ニテモ突破リ、或ハ突殺ス、名ツケテ手ツクミト云

右ノ手ツクミノ術ヲ為スモノヲ奉行所（薩ヨリナパツメ）ヘ招テ瓦七枚重ネヲ突セラレシニ、六枚迄ハ突碎シヨシ、人ノ顔ナトヲ突ケハ切タル如クニソゲル、上手ニナレハ指ヲ伸シテ突ヨシ」（小野，2006，233頁）

この旅日記を残した著者については、肥後藩士であるとは分からないが、上記の情報は3年ずつ2度にわたって琉球に詰めていた薩摩役人の水原熊次郎から聞いたものであると記している（小野，2006，232頁）。この中に述べられている「剣術」や「やわら」が日本の「剣術」「やわら」であった可能性もあるが³、当時琉球王国内で武術の稽古が行われていた証拠にはなる。また、「手ツクミ」はのちの空手道の何らかの祖形かと思われる。さらに薩摩の奉行所はこの手ツクミの術をなす者を招き、試し割として「瓦七枚重ネヲ突セラレ」た。このことで、薩摩藩は琉球人の武術稽古を承知していただけではなく、容認していたことが分かる。

さらに、地域名に由来する首里手^{しゅりて}（方言で：スイディー）^{注39}の名手と言われる松村^{まつむら}宗昆^{そうこん}（1809-1899年）^{注40}は、中国で武術を修める前に薩摩の奉行官に示現流^{しげんりゅう}剣術を学び、それを何人かの弟子にも教えていたと言われている^{注41}。これらのことを合わせ考えると、少なくとも19世紀のはじめから「禁武政策の一環として、武術も禁じられていたとする文献」には疑問が生じることになるといえよう。

IV. まとめ

これまで、「禁武政策」が空手道の発展に大きな役割を占めたという見解について検討してきた。まず、尚真王期に「世界にさきがけた武器廃止」政策が行われたという説が依拠している史料の解釈の妥当性が疑われた。この説の根拠となっていた「百浦添欄干之銘」の第4項目は近年、「もっぱら刀剣・弓矢を積み、もって護国の利器となす。この邦の財用・武器は他州の及ばざるところなり」と読み改められ、琉球王国の国防のために武器を集積する軍備強化策であったとする見方が主流になってきている。また、尚真王期には、琉球王国軍が完成し、周辺地域の征服などの軍事行動も見られ、1609年の薩摩侵攻時においても、琉球王国は「武器をもって」薩摩軍に抵抗した。このように、国家的なレベルで尚真王期の琉球王国では武器を廃止しておらず、また無抵抗な国でもなかった。さらに、15～16世紀に、琉球人が刀剣を所持し、武器類の売買にも携わっていたと示唆する記録が存在し、個人的なレベルでも、武器が所有されていたと考えられる。

次に、薩摩藩の侵攻後、琉球王国では「一切の武器を取上げられ、徹底的な禁武政策を布かれたので」、「時代の要求が斯の空拳の術を創造せしめた」とする説について検討した。先ず、薩摩藩が一切の武器を取上げたことを示す史料は見出せなかった。これに関連するのは王府や士族以外に鉄砲を禁じた「覚」、及び個人の「鉄砲」を琉球

王国の「御物」とすることを定めた「掟」のみである。もちろん琉球の進貢船への武器搭載や琉球への武器の売り渡し、または武器持込を禁止したなどの例も見られるが、史料上では琉球王国内で「徹底的な禁武政策」が布かれたことは確認できなかった。加えて、慶長以後の薩摩藩支配下において、藩は琉球王国に軍隊を常駐させることはなかった。薩摩藩は琉球王国の朝貢貿易を妨げないよう、藩による支配を秘匿したからである。これらの事柄を考慮すると、薩摩の侍から身を守る必要性から、琉球人が素手の武術を考案したとする考え方は成り立ち難い。つまり、薩摩藩の侵攻後「時代の要求が空拳の術を創造せしめた」とする見解には疑問が残るのである。

さらに、薩摩藩の「禁武政策」により、徒手の武術の発達が進められたという見解について検討した。これに関連すると思われる唯一の史料は琉球王国の当時の裁判所である平等所から出された1670年の「覚」である。背後に薩摩藩の存在があったとしても、この「覚」は薩摩藩から出されたものではない。したがって、薩摩藩の禁武政策によって沖縄の徒手の武術の発達が促進されたとは言いがたいのである。その上、「覚」の内容を厳密に読むと、夜間に棒刀を持ち歩くことは禁止されているが、その所有や夜間以外の取扱いについては何も言及されていない。従って夜間の外出の際に持ち歩かなければ、ないしは屋内であれば棒刀などの稽古ができた可能性は考えられる。

また、この「覚」を根拠とした「カラ手」の発達を「慶長以後の事と考へる」という見解も疑わしくなってくる。なぜなら、琉球の中国への朝貢関係が1372年から始まっており、少なくとも中国拳法が来琉した時期は慶長年間よりもっと早い可能性がある。加えて、三山分立時代に主権争いが起こったこと、さらに琉球王国軍が存在していたことも考慮すれば、「カラ手」の発達は、慶長以前にその始まりがあったのではなかったかと考えられる。三山分立時代の軍団や琉球王国の軍隊が、武器と平行して素手で戦う術^{すべ}を身につけたと考えるのは不自然ではあるまい。

『朝鮮世祖実録』にある「其の俗は、常に大小二刀を佩し」ているという記述（1462年）と、16世紀のポルトガル人の記録をもとに、上里は「十五～十六世紀の琉球人は日常的に大小の刀剣を腰にさしていた」と述べている。また、琉球王国の交易品の中には日本刀と日本製の武器類も含まれており、金工輸出品の主力なものは刀剣であった。とすれば、琉球人は、日本刀の使い方にも通じていた可能性がある。この時期は、ほぼ日本の室町時代ないし戦国時代に重なり、戦場ではいくつかの武術をこなす総合的な兵法が優勢であり、その中には「武器」を持たずに、素手で戦う術も含まれる。「常に大小二刀を佩し」た琉球人が武器の使い方とともに、このような日本の素手の術も習得していた可能性も考えられる。さらに、当時の琉球王国の那覇港には唐人が帰化した三十六姓の久米村だけでなく、15世紀から琉球人と雑居していた「日本人」

の居留地が17世紀に入っても存在し、これらの雑居していた日本人との交流によって、日本の武器の使い方とともに、素手の術が琉球に伝わった可能性も考えられる。一般に沖縄固有の「手」と呼ばれる格闘術に中国拳法が加わってできたとする説が広く流布されているが、その沖縄固有の「手」という格闘術はこうした琉球人や日本人の影響も受けていた可能性を考慮してもよいであろう。

さて、東アジアは17世紀の時代に入ると、かつてない平和な時代が到来した。江戸時代の武士は実戦から遠ざかり、官僚化し、「大小」は武器というよりも地位・身分の象徴としての意味合いが強くなった。琉球王国も、上里がいうように「平和社会」となり、王国の防衛は薩摩藩が担う形をとったため、琉球王国は独自の軍隊を保持し続ける必要はなくなった。また、琉球王国の士族階級に対して、計画的に鉄砲を放棄させたとしても、その主な理由は琉球王国の進貢船に必要な武器搭載を薩摩藩が担っており、薩摩藩の財政負担軽減の策であったと考えられる。加えて、琉球王国内で鉄砲以外の個人の武器まで放棄させられたとする薩摩藩からの下命は、管見の限りでは確認できない。すなわち、琉球王国内に武器が全く存在しなかったとは考え難いのである。さらに、薩摩藩は琉球王国内に常駐軍を配置しなかったことから、琉球王国の人々はそれらから身を守る必要性はなかったと思われる。したがって薩摩藩の「禁武政策」によって、沖縄の徒手の武術、即ち「カラ手」の発達が進められたという説は、更なる検討の余地がある。

つまり、薩摩藩の禁武政策により、すべての武器や武術が禁止され、それによって素手の武術が創造、または発達したという説にはいくつかの疑問が生じるのである。例えば、琉球王国内で徹底的な「禁武政策」が布かれていたとするならば、なぜ薩摩藩は鉄砲以外の武器についてはっきりした禁令を下さなかったのであろうか。あるいは、なぜ鉄砲を薩摩藩の管理下に置きながら、一方で琉球王国の所有物として残したのであろうか。さらには、琉球王国の平等所が夜間に棒刀を持ち歩くことを禁止した「覚」が下されたにもかかわらず、およそ100年後に王国内で「剣術」、「ヤハラ」、「手ツクミ」といった武術の稽古が行われていたのはなぜだろうか。

これらの疑問に答えるためには更なる史料発掘や説明が待たれるところであり、禁武政策と空手道の発達史の関係についていっそうの歴史的検討を深めることが必要である。

【注】

- 1 金沢大学国際機構留学生センター
- 2 西洋における空手道史を学術的に研究した先駆者のひとり、ドレーガーは次のように述べている。“In the early seventeenth century Okinawa was invaded and defeated by a Japanese force, though the country still continued to pay tribute to China. Under Japanese control Okinawans could develop no martial art practices. Weapons were confiscated and a ban placed on all martial arts” (Draeger, 1974, p. 58).
- 3 この説に関してもっとも有名なエピソードは、19世紀初期に琉球を訪れたイギリス人のバジル・ホール船長からナポレオンが聞いたとされる話であろう。“When Napoleon was told that there existed a kingdom in which no arms were found and (as the visitors believed) the art of war was unknown, [...]the general[...] refused to believe that such a kingdom and such people could exist” (Kerr, 2000, pp. 258-259). どのように琉球の「武器を持たない国」及び「平和」なイメージが作られたかについては、上里は次のように述べている。「それは琉球を訪れた欧米人の体験談が、19世紀アメリカの平和主義運動のなかで利用されていった経緯があります。好戦的なアメリカ社会に対し、平和郷のモデルとして自称琉球人のリリアン・チンなる架空の人物が批判するという書簡がアメリカ平和団体によって出版され、『琉球＝平和郷』問いうイメージが作られました。このアメリカ平和主義運動で生まれた琉球平和イメージ、史料の解釈の読み違いから出た非武装説に加え、さらに戦後の日本で流行した『非武装中立論』が強く影響して、今日の『武器のない国琉球』のイメージが形作られていったのです」（上里，2011，68頁）。
- 4 沖縄島は、第一尚氏王統（1406～1469年）の尚巴志王（1372～1439年・在位1421～1439年）により、1429年に初めて統一された。また、第二尚氏王統は1469年から1879年の琉球処分まで400年以上続いた。
- 5 山北^{さんほく}、中山^{さんなん}とも称される。
- 6 第二尚氏王統第三代国王。
- 7 この銘にはもともとタイトルが付いていなかった。また1671年もしくは1715年の再建の時に、石高欄には刻まれておらず、王府が編集した『琉球国中碑文記』の中に「百浦添欄干之銘」という名称が見られる（沖縄県文化振興会史料編集室，2010，206頁，注8を参照）。
- 8 こうした解釈は、すでに1958年に仲原によって指摘されている。「ところが、第四条の末尾『此邦財用武器』を伊波（普猷：沖縄学の父と言われる、振り仮名とも筆者による）先生は『此邦，財に武器を用い』と読み、王が、国中の武器を取りあげ、これで農具か何かを作ったように解された」（仲原，1977，588頁）。また崎原貞も Kerr 著の *Okinawa. The History of an Island People* の2000年に出版された改訂版付記で、次のように述べている。“In 1932, Ifa Fuyu, the father of Okinawan studies, deciphered the forth achievement as follows: 'This country used armor for utensils.' He explained that Sho Shin turned all iron arms in the country into useful tools and utensils. [...]Based on Ifa, Kerr said 'Private ownership and use of arms were done away with.' He further added that, in an attempt to forestall the dangers of insurrection, 'it was first ordered that swords were no longer to be worn as personal equipment. Next, the pretty lords were ordered to bring all weapons to Shuri, to be stored in a warehouse under supervision of one of the king's officers.' No sources were cited for these statements” (Sakihara in Kerr, 2000, p. 543).
- 9 百浦添欄干之銘では100隻としている（『沖縄大百科事典・中巻』，1983，422頁）。
- 10 『沖縄大百科事典・上巻』，1983，610頁によると、この乱は、1522年とされているが、むしろオヤケ・アカハチの乱の余波とみる向きが強い。
- 11 第二尚氏王統第四代国王（1497-1555年・在位1527-1555年）。
- 12 倭寇は、主に13～16世紀に中国や朝鮮半島で掠奪行為を行った海賊集団をさす、中国と朝鮮側の呼称である。前期（14～15世紀）と後期（16世紀）の倭寇に分けられる。彼らは必ずしも日本人だけではなく、民族・国籍を超えた連合集団であった。後期には中国人が大多数で、日本人が1～2割、ポルトガル人

- やスペイン人まで含まれていた（『日本史広辞典』, 1997, 2265頁を参照）。
- 13 この堡塁は屋良座森城やらざもりぐすくとされている。
- 14 “*Commentarios do Grande Afonso d’Albuquerque*” (“*Comentários do Grande Afonso de Albuquerque*”, 1557年（改訂版1576年）, ポルトガル人の植民地征服者 Afonso de Albuquerque（推定1453-1515年）の手紙記録。
- 15 1471年編纂。
- 16 「かつて南西諸島に存在した琉球王国は、十四～十六世紀にアジアの海域世界で中継貿易を行い繁栄した。…十四世紀後半に、中国明朝との冊封・朝貢関係を結び交易活動を活発化、…『万国津梁の鐘』（1458年鑄造）銘文には琉球が格国と親密な関係を築いて万国の架け橋（万国津梁）となったこと、また『異産至宝は十方利に充満せり』と記され、その繁栄ぶりがうかがえる。しかし十六世紀中頃に中継貿易は衰退へと向か[った]」（上里, 2010b, 224頁）。
- 17 さらに、刀剣について、上里は次のように述べる。「史料…を検討した結果、海外に輸出された琉球の刀剣は、日本から調達した刀身を琉球で加工、外装を仕立てていた可能性が高いことを論証した」（上里, 2010b, 239頁。また、新垣, 2011, 39-43頁；玉野十四雄, 2013, 15-16頁を参照）。
- 18 「三司官」は琉球王国の職名及び位階名であり、国政を担当する3人の宰相を指す。投票により親方ウエーカタの中から選ばれ、琉球王国士族が昇進できる最高の位階にあたり、実質的な行政の最高責任者であった（『沖縄大百科事典・中巻』, 1983, 253頁を参照）。
- 19 麻生によると、中国に遣わされる船への武具搭載は1648年には許可されており、また少なくとも1666年、1672年、1757年、1803年、1809年には武具供給要請があったことが確認できる（麻生, 2010, 25-29頁）。また、海賊からの防衛のほか、進貢船は出入港の際、礼砲を打つ儀礼があったことも琉球側からの武器借用要請の一つの要因となっていた（同上書, 32頁）。
- 20 琉球側が清朝に武器借用を求めた例として、1854年に、琉球船が海賊に襲われた際、武具が奪われたために、清の役人から武具借用が認められたことが挙げられる（麻生, 2010, 34-35頁を参照）。
- 21 伊波普猷と真境名安興まじきなあんこうの共著『琉球の五偉人』による。なお、真境名安興は伊波普猷と東恩納寛惇ひがおんなかんじゅんと共に、戦前の沖縄学における「御三家」と称される。
- 22 崎浜は「世替」を「革命」としている（崎浜, 1984, 76頁）。
- 23 崎浜は「御国元」を「薩摩」としている（同上書）。
- 24 仲原はこの文の一部を次のように現代語訳している。「昔は、この国は政治もわるく、世替り（革命）も度々あったが、薩摩の支配になってから…目出度い世の中となった」（仲原, 1977, 593頁）。
- 25 崎浜は「潮の崎」を「磯崎（古琉球）」としている（崎浜, 1984, 84頁）。
- 26 仲原はこの文を次のように現代語訳している。「当地は至って静かな国で、武道は全く必要ないが、毎年渡するので、海賊にあう恐れがある。それ故、士はすべて、槍、長刀、弓を習わせたものだ。（薩摩で）差支えなければ、鉄砲までけいこさせたい。渡支前に三日位鉄砲のけいこしたのでは役に立つまいと思う」（仲原, 1977, 593頁）。
- 27 仲原は蔡温の文を次のように解釈している。「おそらく、薩摩向けのせんでんではなく、これが本音であろう」（同上書）。
- 28 平等所については次のような記述が見られる。「…琉球王国の裁判所を平等所ひらじょという。平等所の裁判記録は、戦前には沖縄の那覇地方裁判所にかんりの分量が保存されていたようであるが、それらは戦禍で殆ど湮滅してしまった。しかし、幸いにも大正十三年ごろ沖縄の那覇地方裁判所の判事奥野彦六郎氏が、その平等所記録の一部を当時の裁判所書記に筆写せしめたものが残っている。それは恐らくただ一つ現存する平等所の裁判記録であると思われる」（比嘉, 崎浜, 1965, 1頁）。
- 29 伊波普猷も1932年の「古琉球の武備を考察して『からて』の発達に及ぶ」の中で、次のように述べてい

- る。「…『からて』の慶長以後に発達したことは最早疑ふ余地がない」(服部, 中曾, 外間, 1974, 212頁)。また「…武器を取り上げられた琉球に這入って, 大に流行したのも偶然ではない」(同上書, 214頁)。
- 30 主に12世紀, 14世紀及び18世紀伝来の説がある(高宮城繁, 2008, 90-95頁を参照)。
- 31 また, そのほかに琉球王国の貿易に伴い, 東南アジアからの格闘技も加味されたとする見解も見られる(宮城, 1987, 17頁; Haines, 1968, 84-85頁; 玉野十四雄, 2013, 17頁)。
- 32 喜安入道藩元(1565-1653年)の作。喜安は堺に生まれ, 1600年琉球に渡り, 茶道職として尚寧王(1564-1620年・在位1589-1620年)に任えた。薩摩藩による侵攻の際, 交渉人としても働き, 琉球側の唯一の記録である『喜安日記』を残した(金城, 2011, 159-160頁を参照)。
- 33 室町時代は1336-1573年及び1338-1573年の区分もある。
- 34 戦国時代は1467-1573年及び1493-1573年の区分もある。
- 35 さらに, 武装したヤマト商人以外に, 当時の那覇には日本の宗教施設が存在したほか, 琉球士族の中にも日本出身者がいて, 琉球王府が日本出身者を登用した事例が見られると指摘している(詳しくは, 上里, 2005年, 5- 8頁, 11-14頁及び16-17頁を参照)。
- 36 「古琉球」は, 時代区分としては農耕社会の成立(12世紀頃)から薩摩藩の侵攻(1609年)までを指す。1609年の薩摩侵攻から1879年の琉球処分によって沖縄県とされるまでの時代を「近世琉球」という(上里, 2010a, 13頁を参照)。詳しくは, 渡辺, 2012, 2- 4頁を参照。
- 37 さらに上里は「古琉球における武器・武具類の大きな特徴は, その大半が日本様式であることだ」と述べている(上里, 2002, 122頁)。また, 王府が編集した古琉球の歌謡集とされる「おもろさうし」の巻一(1531年編纂)には41首のうち, 8首が戦争に関するオモロであるとも記している(同上書, 124頁)。
- 38 この見解を支持する史料として, 琉球王国の正史と言われる『球陽』(1743-45年編纂)が挙げられるかもしれない。その中に, 1524年と思われる出来事が次のように記されている。「建極_[1]手ニ寸鉄ナク, 但空手ヲ以テ童子ノ両股ヲ折破シ, 走シテ城門ヲ出トテ, 中山坊外ニ行キ至ツテ斃卒セリ」(桑江, 1971, 59頁)。この記述にある「空手」(読みはおそらく:くうしゅ)が素手の格闘術を示すかもしれないという見解が見られる(高宮城, 2008, 665頁; 新垣, 2011, 91を参照)。ただし, この「空手」はまだ武術としての意味をもつものではないだろうという見方もある(高宮城, 2008, 127頁)。この見解については他に玉野, 2013, 18頁を参照。
- 39 空手道の諸流派が成立したのは, 昭和初期1930年代からである。それ以前は, 沖縄での稽古が行われていた地域名から, いわゆる首里手(代表的大家:松村宗昆), 那覇手(方言で:ナーファディー・代表的大家:東恩納寛量(1853-1915年)), 泊手(トゥマイディー・代表的大家:松茂良興作(1829-1898年))という名称が用いられていた。ただし, いつ頃からそう呼ばれていたかは明確ではない。これについて, 藤原は次のように述べている。「首里手・那覇手という名称は, 沖縄県庁の学務課が, 旧大日本武徳会への加盟手続きをとるに当たり, 当時の唐手術指導者を招き, 『日本武道の精神からみて, 唐手という名称は, あまり芳しいものではない。何かこれに代わる別の名称を考えてはどうか』と提案したことから生まれたもので, この名称を用いるようになったのは, 明治末年頃からの話にすぎないのだが, 唐手術と地名を結びつける基本的な土壌は, 薩摩藩の琉球進攻以前から, すでに存在していたように思われる」(藤原, 1990, 641頁)。
- 40 松村宗棍(混)とも書く。
- 41 例えば, 板良敷朝忠(1818-1862年)と安里安恒(1828-1914年)はそうであるとされる(高宮城繁, 2008, 374及び386頁; 新垣, 2011, 106-118頁を参照)。

【参考文献】

- 麻生伸一 (2007) 「琉球における薩摩藩の武具統制について」、『沖繩文化』(第41巻2号, 通巻102号), 沖縄県立芸術大学附属研究所: 那覇, 43-68頁。
- 麻生伸一 (2010) 『近世琉球外交史の研究』, 琉球大学大学院 人文社会科学研究所 比較地域文化専攻: 西原町 (博士論文)。
- 新垣清 (2011) 『沖繩空手道の歴史 琉球王国時代の武の検証』, 原書房。
- 上里隆史 (2002) 「古琉球の軍隊とその歴史的展開」、『琉球アジア社会文化研究』, 琉球アジア社会文化研究会: 西原町, 105-128頁。
- 上里隆史 (2005) 「古琉球・那覇の『倭人』居留地と環シナ海世界」、『史学雑誌』史学会, 1-33頁。
- 上里隆史 (2010a ('2009)) 『琉日戦争1609 島津氏の琉球侵攻』, ボーダーインク: 那覇。
- 上里隆史 (2010b) 「文献史料からみた古琉球の金工品 —— 武器・武具の分析を中心に」、『東アジアをめぐる金属工芸 —— 中世・国際交流の新視点』(アジア遊134), 勉誠出版, 224-255頁。
- 上里隆史 (2011 ('2007)) 『目からウロコの琉球・沖繩史』, ボーダーインク: 那覇。
- 大家礼吉 (1955) 『空手の習い方』, 金園社。
- 沖縄県文化振興会史料編集室 (2010) 『沖縄県史 各論編・第三巻・古琉球』, 沖縄県教育委員会: 南風原町。
- 沖縄大百科事典刊行事務局編 (1983) 『沖縄大百科事典』, 沖縄タイムス社: 那覇。
- 小野まさ子, 漢那敬子, 田口恵, 冨田千夏 (2006) 「岸秋正文庫『薩遊紀行』」、『史料編集室紀要』(31), 沖縄県教育委員会: 那覇, 215-258頁。
- 鹿児島県維新史資料編さん所編 (1971) 『鹿児島県史料 旧記雑録追録1』, 鹿児島県: 鹿児島市。
- 鹿児島県維新史資料編さん所編 (1972) 『鹿児島県史料 旧記雑録追録2』, 鹿児島県: 鹿児島市。
- 鹿児島県維新史資料編さん所編 (1973) 『鹿児島県史料 旧記雑録追録3』, 鹿児島県: 鹿児島市。
- 鹿児島県歴史資料センター黎明館編 (1984) 『鹿児島県史料 旧記雑録後編4』, 鹿児島県: 鹿児島市。
- 鹿児島県維新史資料編さん所編 (1985) 『鹿児島県史料 旧記雑録後編5』, 鹿児島県: 鹿児島市。
- 鹿児島県維新史資料編さん所編 (1986) 『鹿児島県史料 旧記雑録後編6』, 鹿児島県: 鹿児島市。
- 紙屋敦之 (1976) 「琉球支配と幕藩制」、『歴史学研究 世界中の新局面と歴史像の再検討 —— 1976年度歴史学研究会大会報告』(別冊特集), 青木書店, 105-113頁。
- 紙屋敦之 (2013) 『東アジアのなかの琉球と薩摩藩』, 校倉書房。
- 金城裕 (2003) 『唐手大鑑』, 出版館ブック・クラブ。
- 金城裕 (2011) 『唐手から空手へ』, 日本武道館。
- 桑江克英訳註 (1971) 『球陽』, 三一書房。
- 高宮城繁ほか編 (2008) 『沖繩空手古武道事典』, 柏書房。
- 玉野十四雄 (2013) 『今, 使える! 技術修得システム 宮城長順の沖繩空手に空手を学ぶ』, BAB ジャパン。
- 徳永和喜 (2011) 『海洋国家薩摩』, 南方新社: 鹿児島。
- 塚田清策 (1970) 『琉球国碑文記』, 学術書出版。
- 仲原善忠 (1977) 「琉球王国の性格と武器」、『仲原善忠全集第一巻・歴史編』, 沖縄タイムス社: 那覇。
- 永積洋子 (1999) 「平戸に伝達された日本人売買・武器輸出禁止令」、『日本歴史』(611), 吉川弘文館, 67-81頁。
- 那覇市企画部文化振興課編 (1999) 『那覇市史 資料編第1巻11 琉球資料(下)』, 那覇市役所: 那覇。
- 日本史広辞典編集委員会編 (1997) 『日本史広辞典』, 山川出版社。
- 服部四郎, 中曽根政善, 外間守善編 (1974) 『伊波普猷全集・第五巻』, 平凡社。
- 比嘉春潮, 崎浜秀明編訳 (1965) 『沖繩の犯科帳』(東洋文庫41), 平凡社。
- 藤原稜三 (1990) 『格闘技の歴史』, ベースボール・マガジン社。

- 富名腰義珍（1922）『琉球拳法唐手』、武俠社。
摩文仁賢榮（2003（¹2001））『武道空手への招待』、三交社。
宮城篤正（1987）『空手の歴史』、ひるぎ社：那覇。
崎浜秀明（1984）『蔡温全集』、本邦書籍。
渡口政吉（1986）『空手の心』、角川書店。
渡辺美季（2012）『近世琉球と日中関係』、吉川弘文館。

【西洋文献】

- Draeger, Donn F.; Smith, Robert W.. *Asian Fighting Arts*. Tokyo: Kodansha, 1974 (¹1969).
Haines, Bruce A.. *Karate's History and Traditions*. Rutland, Tokyo: Tuttle, 1968.
Kerr, George H.. *Okinawa. The History of an Island People*. Tokyo, Rutland, Singapore: Tuttle, Revised edition 2000 (¹1958).

Weapon Prohibition Policies and the History of Karatedō

Focusing on the Ryūkyū Kingdom during the reign of King Shō Shin and the period under Satsuma control

Heiko BITTMANN

Abstract

Regarding the history of Karatedō, it is commonly said that, in its place of origin, the island of Okinawa, weapon prohibition policies, which were proclaimed during the era of the Ryūkyū Kingdom (1429-1879), influenced the development of the martial art. For example, weapon prohibition decrees during the reign of King Shō Shin (1477-1526) and in the period of Satsuma control after their invasion in 1609 are often mentioned. However, recent research has increasingly begun to query earlier assumptions about the policies themselves and their co-relation to the development of Karatedō. This essay therefore questioned popular and often established opinions about Karatedō in relation to weapon prohibition policies. By doing so, it aimed to shed more light on the developmental history of the martial art vis-à-vis these aforementioned policies by presenting a selection of relevant documents and sources to the reader and by examining their contents in greater detail.

[Keywords] Karatedō, Okinawa, Ryūkyū Kingdom, Satsuma, Weapon prohibitions